# 良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法 （平成十一年法律第百五十三号）

#### 第一条（目的）

この法律は、良質な賃貸住宅等（賃貸住宅その他賃貸の用に供する建物をいう。以下同じ。）の供給を促進するため、国及び地方公共団体が必要な措置を講ずるよう努めることとするとともに、定期建物賃貸借制度を設け、もって国民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### 第二条（良質な賃貸住宅等の供給の促進）

国及び地方公共団体は、適切な規模、性能、居住環境等を有する良質な賃貸住宅等の供給の促進のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

##### ２

国及び地方公共団体は、賃貸住宅について安全性、耐久性、快適性等の確保に資するため、住宅の性能を表示する制度の普及に努めるものとする。

#### 第三条（住宅困窮者のための良質な公共賃貸住宅の供給の促進）

国及び地方公共団体は、住宅に困窮する者に対する適切な規模、性能、居住環境等を有する良質な公共賃貸住宅（地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が整備する賃貸住宅をいう。以下この条において同じ。）の供給を促進するため、公共賃貸住宅の整備及び改良等に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

##### ２

住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）第十五条第一項に規定する全国計画は、前項の趣旨を参酌して策定されなければならない。

##### ３

公共賃貸住宅の管理者は、公共賃貸住宅の入居者の選考に当たり、住宅に困窮する者の居住の安定が図られるよう努めるものとする。

#### 第四条（賃貸住宅等に関する情報の提供、相談等の体制の整備）

国及び地方公共団体は、良質な賃貸住宅等に対する国民の需要に的確に対応できるよう、賃貸住宅等に関する情報の提供、相談その他の援助を行うために必要な体制の整備に努めるものとする。

# 附　則

#### 第一条（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

#### 第四条（検討）

国は、この法律の施行後四年を目途として、居住の用に供する建物の賃貸借の在り方について見直しを行うとともに、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# 附則（平成一五年六月二〇日法律第一〇〇号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、平成十六年七月一日から施行する。

# 附則（平成一八年六月八日法律第六一号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

#### 第十七条（政令への委任）

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。